

## 射水市人事行政の運営等の状況について

人事行政の運営における公正性、透明性を高めるため、「射水市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、職員の任用、職員数、給与など人事行政の運営等の状況について公表します。

問い合わせ先 人事課(新庁舎) ☎51-6613

### 1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用・退職の状況(平成30年4月2日～平成31年4月1日)

(単位:人)

退職者数				採用者数		
定年退職	早期退職	自己都合・その他	計	競争試験	選考	計
25	0	45	70	38	15	53

(2) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職員数(人)		対前年 増減数	主な増減理由
		平成30年	平成31年		
一 般 行 政 部 門	議 会	6	6	0	
	総務企画・税務	163	159	4	業務所管替え、人員配置の見直し等
	民生・衛生	237	226	11	定年退職に伴う勤務形態の変更等
	商工・労働	12	12	0	
	農林水産	15	14	1	組織改編、人員配置の見直し等
	土 木	52	49	3	組織改編、人員配置の見直し等
	計	485	466	19	
特 別 部 門 行 政	教 育	51	51	0	
	消 防	113	113	0	
	計	164	164	0	
等 公 営 企 業 会 計	病 院	210	215	5	欠員補充
	上下水道	47	45	2	人員配置の見直し等
	その他	35	34	1	人員配置の見直し等
	計	292	294	2	
	合 計	941	924	17	

注) 職員数は、一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を有する休職者・派遣職員などを含み、再任用短時間勤務職員、臨時・非常勤職員を除いています。

(3) 定員管理の数値目標及び職員数の推移

ア 平成26年4月1日～平成31年4月1日における定員管理の数値目標(定員適正化計画)

平成26年4月1日 職員数	平成31年4月1日 職員数(目標)	純減数	純減率
975 人	939 人	36 人	3.7 %

## イ 職員数の推移(各年4月1日現在)

(単位:人、%)

部 門 別	年 度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	【参 考】 比較 H31-H22		
													増減人数	増減率
普 通 会 計	一 般 行 政	555	538	532	514	518	498	494	490	485	466	89	16.0	
	教 育	93	84	65	60	62	57	56	53	51	51	42	45.2	
	消 防	114	114	115	116	114	115	113	113	113	113	1	0.9	
	計	762	736	712	690	694	670	663	656	649	630	132	17.3	
公 営 企 業 等 会 計		287	286	289	286	281	290	293	292	292	294	7	2.4	
総 合 計		1,049	1,022	1,001	976	975	960	956	948	941	924	125	11.9	

## 2 職員の給与の状況

## (1) 人件費の状況(普通会計決算見込)

区 分	住民基本台帳人口 (H31.1.1現在)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B / A
30年度	93,084 人	40,267,414 千円	942,033 千円	4,941,594 千円	12.3 %

注)

- 1 普通会計とは、病院事業、上下水道事業等を除く市の事業全般を行うための会計です。
- 2 実質収支とは、決算上の形式収支(歳入・歳出の差引)から、さらに翌年度に繰越すべき財源を引いたもので、その年度の実質的な黒字・赤字を示すものです。
- 3 人件費には、一般職員に支給される給与・共済費及び市長・議員等の特別職に支給される給与・報酬等を含みます。

## (2) 職員給与費の状況(普通会計決算見込)

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
30年度	649 人	2,296,551 千円	318,825 千円	905,555 千円	3,520,931 千円	5,425 千円

注)

- 1 職員数は、4月1日現在の人数です(市長、副市長及び教育長を除く。)
- 2 職員手当には、児童手当及び退職手当を含みません。

## (3) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成31年4月1日現在)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	44.5 歳	322,700 円	387,500 円
【参考】30.4.1現在	44.5 歳	321,600 円	370,200 円
技能労務職	51.6 歳	291,200 円	302,400 円
【参考】30.4.1現在	51.9 歳	287,300 円	297,400 円

注)

- 1 一般行政職とは、行政職給料表の適用を受ける職員のうち、税務、保育以外の職務についている職員です。
- 2 平均給与月額は、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当等全ての諸手当の額を合計したものです。

(4) 職員の初任給の状況(平成31年4月1日現在)

区 分		射 水 市	富 山 県	国
一般行政職	大 学 卒	180,700 円	187,200 円	180,700 円
	高 校 卒	148,600 円	153,000 円	148,600 円
技能労務職	高 校 卒	146,000 円	146,000 円	-
	中 学 卒	134,200 円	138,000 円	-

(5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況(平成31年4月1日現在)

区 分		経験年数		
		10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満
一般行政職	大 学 卒	264,600 円	304,400 円	350,400 円
技能労務職	高 校 卒	-	-	267,300 円

(6) 一般行政職の級別職員数の状況(平成31年4月1日現在)

区 分	基準となる職務	職員数	構成比	【参 考】	
				1年前構成比 (30.4.1現在)	5年前構成比 (26.4.1現在)
1 級	主事・技師	27 人	7.4 %	8.6 %	5.3 %
2 級	主事・技師	30 人	8.2 %	6.7 %	6.6 %
3 級	主任	118 人	32.2 %	33.2 %	43.7 %
4 級	係長・主査	92 人	25.1 %	23.9 %	17.0 %
5 級	課長補佐・副主幹	40 人	10.9 %	11.5 %	11.2 %
6 級	課長・班長・主幹	37 人	10.1 %	10.2 %	14.0 %
7 級	次長・副参事	13 人	3.6 %	3.5 %	2.3 %
8 級	部長・参事	9 人	2.5 %	2.4 %	- %
計		366 人	100.0 %	100.0 %	100.0 %

- 注) 1 射水市の給与条例に基づく給料表の級区分による一般行政職の職員数です。  
 2 基準となる職務とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。  
 3 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律(平成26年法律第34号)等の施行に伴い、平成28年4月1日から職員の職務を給料表の各等級に分類する際の基準となる職務の内容を改正しています。

(7) 職員手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

射水市			国		
(平成30年度支給割合)			(平成30年度支給割合)		
	期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当
6月期	1.225月分	0.90月分	6月期	1.225月分	0.90月分
12月期	1.375月分	0.95月分	12月期	1.375月分	0.95月分
計	2.60月分	1.85月分	計	2.60月分	1.85月分
	(1.45)月分	(0.90)月分		(1.45)月分	(0.90)月分
(加算措置の状況)			(加算措置の状況)		
職制上の段階、職務の級等による加算措置			職制上の段階、職務の級等による加算措置		
・役職加算	5～15%		・役職加算	5～20%	
・管理職加算	なし		・管理職加算	10～25%	

注) ( )内は、再任用職員(短時間勤務職員を除く。)に係る支給割合です。

イ 退職手当(平成31年4月1日現在)

射水市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置 2%～20%加算)			その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置 2%～45%加算)		

ウ 特殊勤務手当

支給実績(30年度普通会計決算見込)	4,126 千円
支給職員1人当たり平均支給年額	33,818 円
職員全体に占める手当支給職員の割合	18.8 %
手当の種類(手当数)	10 種類

エ 時間外勤務手当

支給実績(30年度普通会計決算見込)	134,834 千円
職員1人当たり平均支給年額	257 千円

注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

オ その他の主な手当(平成31年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同
扶養手当	・扶養親族のある職員に支給 配偶者 6,500円 子 10,000円 (16歳年度初め～22歳年度末)1人につき 5,000円加算 父母等 6,500円	同じ
住居手当	借家等居住職員に支給 (月額12,000円超の家賃を支払っている職員) 最高 27,000円	同じ
通勤手当	・交通機関等の利用者 6か月定期券等の価額により一括支給 支給限度額...55,000円 ・交通用具使用者 通勤距離に応じ、月額2,600円～26,100円支給	・交通用具使用者 通勤距離に応じ、月額2,000円～31,600円支給

(8) 特別職の報酬等の状況(平成31年4月1日現在)

区 分	給料月額・議員報酬月額	期末手当
市長	926,000 円	(30年度支給割合)
副市長	754,000 円	6月期 1.575 月分
教育長	670,000 円	12月期 1.775 月分
議長	515,000 円	計 3.35 月分
副議長	456,000 円	加算措置 40%
議員	427,000 円	

### 3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

#### (1) 勤務時間の状況

勤務時間は、原則として次のとおりです。ただし、公務の運営上の事情により、特別な形態で勤務する必要がある職員(消防、病院職員等)は、次の勤務時間以外の割振りによります。

勤務時間	午前8時30分～午後5時15分
休憩時間	午後0時～午後1時

#### (2) 時差出勤勤務の状況

職員の心身の健康に及ぼす影響を考慮するとともに、公務の効率化に積極的に取り組むため、平成24年10月から職員の1日の勤務時間数(7時間45分)を変更せず、出勤時間をずらして業務に対応する「時差出勤勤務制度」を導入しています。

#### (3) 休暇、休業制度の状況

職員の休暇、休業制度については、職員の勤務時間、休暇等に関する条例、規則や育児休業に関する条例規則等に基づいて定められており、主な休暇、休業制度の状況は次のとおりです。

区分		休暇(休業)期間等
年次休暇		20日 (1年当たり)
特別 休暇	夏期休暇	5日以内(1年当たり)
	ボランティア休暇	5日以内(1年当たり)
	子の看護休暇	5日(対象となる子が2人以上の場合は10日)以内(1年当たり)
	育児時間	1日2回、それぞれ30分以内
病気休暇		原則90日以内
介護休暇		6月以内
育児休業		子が3歳に達する日までの期間
部分休業		子が小学校に入学するまでの期間で、始業時又は終業時、1日を通じて2時間以内

### 4 職員の休業に関する状況

平成30年度における主な休業制度の取得状況については、次のとおりです。

区分	休業期間等	取得者数
育児休業	養育する子が3歳に達する日までの期間	16人
自己啓発等休業	大学等への修学や国際貢献活動へ参加する場合において、3年を超えない期間	0人
配偶者同行休業	外国で勤務等をする配偶者と生活を共にする場合において、3年を超えない期間	0人
部分休業	養育する子が小学校就学の始期に達するまでの期間で、始業時又は終業時、1日当たり2時間以内	5人
修学部分休業	大学等において修学する場合に2年を超えない期間で、1週間当たり19時間20分以内	0人
高齢者部分休業	55歳に達した日以後の日から定年退職日までの期間で、1週間当たり19時間20分以内	0人

職員の休業制度については、市職員の育児休業等に関する条例、規則や自己啓発等休業に関する条例、規則等に基づいて定められています。

取得者数は、平成30年度中に休業を開始した者の人数を計上しています。

## 5 職員の分限及び懲戒処分の状況

### (1) 分限処分の状況

平成30年度に分限処分の状況は、次の表のとおりです。

区分	降任	免職	休職	合計
市長部局等	0人	0人	9人	9人
教育委員会	0人	0人	0人	0人
消防本部	0人	0人	1人	1人
合計	0人	0人	10人	10人

注) 分限処分とは、公務の能率の維持及びその適正な運営の確保の目的から、職員がその職責を十分に果たすことができない場合に行われる、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分のことをいいます。

### (2) 懲戒処分の状況

平成30年度の懲戒処分の状況は、次の表のとおりです。

区分	戒告	減給	停職	免職	合計
市長部局等	0人	0人	0人	0人	0人
教育委員会	0人	0人	0人	0人	0人
消防本部	0人	0人	0人	0人	0人
合計	0人	0人	0人	0人	0人

注) 懲戒処分とは、公務における規律と秩序を維持する目的から、職務上の義務違反など、公務員としてふさわしくない非行がある場合に行われる処分のことをいいます。

## 6 職員のサービスの状況

### (1) 職務専念義務免除の状況

平成30年度の職務専念義務免除の状況は、次の表のとおりです。

免除の事由	承認件数		
	市長部局等	教育委員会	消防本部
研修を受ける場合	10人	0人	0人
厚生に関する計画の実施に参加する場合	18人	5人	4人
その他任命権者が定める場合	30人	2人	16人
合計	58人	7人	20人

注) 職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合を除き、その勤務時間中において、職務に専念する義務がありますが(地方公務員法第35条)、合理的な理由がある場合は、限定的にその免除が認められています。

### (2) 営利企業等従事許可の状況

平成30年度の営利企業等従事許可の状況は、次の表のとおりです。

許可の基準	承認件数		
	市長部局等	教育委員会	消防本部
次のいずれにも該当しないと認める場合 ア その職員の職と当該営利企業との間に特別な利害関係又はその発生のおそれがある場合 イ 職務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合 ウ その他公務員として適当でないと認められる場合	55件	5件	2件

注) 職員は、任命権者の許可が受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他規則で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない(地方公務員法第38条)とされており、上記の許可の基準を満たしている場合に例外的に許可を受けることができます。

## 7 職員の研修の状況

平成30年度における職員研修の状況は、次の表のとおりです。

研修名	受講者数
階層別研修 [新任職員、中堅職員、監督者、管理者]	200 人
専門研修 [接遇、政策法務、説明力向上、手話等]	491 人
派遣研修[県、自治大等]	7 人
自己啓発[通信教育等]	16 人

## 8 職員の人事評価の状況

本市の人事評価制度は、目標管理の手法を用いて、職員の業務目標の難易度、達成度に基づき、一定期間内の業績を評価する「業績評価」と、職務遂行の過程において発揮された職員の能力等を、具体的な行動や事実等に基づいて評価する「能力評価」の2つの評価から構成しています。

### (1) 業績評価の状況

業績評価については、評価者及び評価確認者が、被評価者が自ら設定した業務目標について、その難易度、達成度に基づき、10月から翌年3月まで(後期)及び4月から9月まで(前期)の各評価期間内の業績をAからEまでの5段階で評価するとともに、面談を通じて被評価者に対してフィードバックを行っています。

### (2) 能力評価の状況

能力評価については、評価者及び評価確認者が、倫理観、職務遂行能力、対人能力、政策形成能力、マネジメント能力に大別される職務区分に応じた10項目(技能労務職は5項目)の各評価項目について、10月から翌年9月までの1年間の評価期間における職務遂行の過程において発揮された職員の能力等を評価項目ごとに定める指標及び具体的な行動や事実等に基づいてAからEまでの5段階で評価しています。

### (3) 評価結果の処遇への反映

評価結果については、昇給への反映及び勤勉手当の成績率等への反映を行っています。

ア 昇給 前年度の後期及び当該年度の前期の評価結果を反映しています。

イ 6月の勤勉手当の成績率 前年度の後期の評価結果を反映しています。

ウ 12月の勤勉手当の成績率 当該年度の前期の評価結果を反映しています。

## 9 職員の退職管理の状況

平成30年度の退職者の再就職の状況については、次の表のとおりです。

退職者数	8 人	
うち再就職者数	8 人	
再就職先区分	市(再任用等)	4 人
	市出資法人(50%以上)	2 人
	民間(企業・病院)	2 人
	他の自治体、その他の団体	0 人

退職者数は、課長級以上の退職者の人数です。

## 10 職員の福祉及び利益の保護の状況

### (1) 職員の健康管理

労働安全衛生法のに基づき、健康診断の実施やメンタルヘルス対策、過重労働による健康障害防止対策事業等を実施しており、平成30年度の実施状況は次のとおりです。

内 容	対象職員	実施状況
定期健康診断	全職員	944 人
メンタルヘルス研修	全職員	81 人

### (2) 厚生制度

射水市職員互助会では、職員の公務能率の向上や元気回復などを目的として厚生事業を行っています。なお、運営については、職員の掛金のみで行っています。

厚生事業の主な事業及び実績(平成30年度)

主な事業	実 績
人間ドック利用助成	195 人
文化・体育クラブ活動の補助金	11 団体

### (3) 公務災害補償制度の状況

公務災害補償制度は、地方公務員災害補償法に基づき、地方公務員が公務上の災害又は通勤による災害を受けた場合に、地方公務員災害補償基金が、その損害を補償(療養補償等)する制度です。

平成30年度の公務災害補償制度の状況は、次のとおりです。

区 分	認定件数	事故の内容
公務災害	7 件	転倒による負傷、頭部打撲、調理中の熱傷等
通勤災害	1 件	転倒による負傷

### (4) 勤務条件に関する措置の状況

平成30年度において、職員からの勤務条件に関する措置の要求は、ありませんでした。

### (5) 不利益処分に関する不服申立ての状況

平成30年度において、職員からの意に反する不利益処分に関する不服申立ては、ありませんでした。